

令和 7 年 5 月 20 日
長 野 運 輸 支 局

長野交通圏で初の「自家用車活用事業」が許可

～地域交通の担い手確保や移動の足の不足解消につなげます～

長野運輸支局は、「自家用車活用事業（日本版ライドシェア）」について、本日（令和 7 年 5 月 20 日）付けで許可しましたので、お知らせします。

「自家用車活用事業」は、昨年 3 月、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度として創設されました。

タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送について、道路運送法第 78 条第 3 号の「公共の福祉を確保するためやむを得ない」ものとして認めて許可するもので、長野交通圏では初、長野県内においては、今回が 3 地域目の許可となります。

【許可の概要】

許可年月日： 令和 7 年 5 月 20 日

許可事業者： つばめ長電タクシー株式会社（長野県長野市）

対象地域： 長野交通圏（旧長野市、旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村、千曲市、埴科郡の区域）

使用車両数： 3 両

車両数が不足する曜日及び時間帯： 金曜日 16 時台～翌 5 時台

土曜日 16 時台～翌 5 時台

【お問い合わせ】

長野運輸支局輸送・監査部門 塩原、高橋

TEL 026-243-4603